

令和5年8月23日 15時30分

近畿地方整備局

建設業法第28条の規定に基づく監督処分について

近畿地方整備局はヤンマーアグリジャパン株式会社に対して建設業法の規定に基づく指示処分を行いました。

1. 処分対象業者

商号：ヤンマーアグリジャパン株式会社

2. 処分内容

建設業法第28条第1項の規定に基づく指示処分

3. 処分理由

ヤンマーアグリジャパン株式会社が元請けとして施工した工事において、令和3年5月15日にコンクリートポンプ車を使用させて作業を行っていた際に、労働者1名がコンクリートポンプ車のブームと型枠の間に挟まれる事故が発生した。この件について、同社及び同社の従業員は同工事現場における機械の配置に関する計画を作成しなけりなかつたのに、これを作成しなかつたとして令和5年3月24日付けで労働安全衛生法違反により、岩内簡易裁判所からそれぞれ罰金刑の判決を受け、その刑が確定している。

このことが、建設業法第28条第1項第3号に該当すると認められる。

<取扱い> _____

<配布場所> 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ

<問合せ先>

国土交通省 近畿地方整備局
建政部 建設産業第一課

課長 征矢 道仁 (内線6141)
課長補佐 小園 賢太郎 (内線6144)

電話 06-6942-1141(代)
06-6942-1059(夜間直通)

建設業者に対する監督処分について

本日、国土交通省近畿地方整備局長は、下記のとおり建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく監督処分を行いました。

記

1. 処分対象業者

商号：ヤンマーアグリジャパン株式会社

許可番号等：国土交通大臣（特-4）第24739号

代表者氏名：小野寺 誠

本店所在地：大阪府大阪市北区鶴野町1-9

2. 処分内容

建設業法第28条第1項の規定に基づく指示処分

- 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講じること。
 - 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容について、役職員に速やかに周知徹底すること。
 - 施工現場等における安全管理体制の調査点検を行うとともに、安全管理体制の整備・強化を図ること。
 - 建設業法及び関係法令の遵守を社内に徹底するため、研修及び教育（以下、「研修等」という。）の計画を作成し、役職員に対し継続的に必要な研修等を行うこと。
- 前項各号について講じた措置（前項に係る措置以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。）を速やかに文書をもって報告すること。

3. 処分理由

ヤンマーアグリジャパン株式会社が元請けとして施工した工事において、令和3年5月15日にコンクリートポンプ車を使用させて作業を行っていた際に、労働者1名がコンクリートポンプ車のブームと型枠の間に挟まれる事故が発生した。この件について、同社及び同社の従業員は同工事現場における機械の配置に関する計画を作成しなければならなかったのに、これを作成しなかったとして令和5年3月24日付けで労働安全衛生法違反により、岩内簡易裁判所からそれぞれ罰金刑の判決を受け、その刑が確定している。

このことが、建設業法第28条第1項第3号に該当すると認められる。